若狭町告示第５号

若狭町キッチンカー導入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町内におけるに賑わい創出するとともに、発災時に町と協力し被災者へ食の提供を行う中小企業者を支援することで町の災害対応力の向上を図る。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者を言う。

(2) キッチンカー　調理した食材を販売するため、車両内での調理を目的とした設備が車内に固定されている車両で、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条に規定する営業許可を必要とする事業を行うものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 町内に事業所を有する中小企業者であること。

(2) 導入後５年以上キッチンカーによる営業を継続する意思があること。

(3) 町税または町の使用料等に滞納が無いこと。

(4) 保健所に対してキッチンカーによる移動販売に係る営業に必要な申請若しくは届出をしていること又はする予定があること。

(5) 公序良俗に反しないものであること。

(6) 若狭町と災害協力協定を締結し、災害時には町からの要請に応じて被災者への食事の提供等町と協力すること。また、若狭町に限らず、福井県内外の被災地への食事提供等についても同様とする。

(7) 若狭町が実施する防災訓練等に参加するなど、防災啓発活動に協力すること。

(8) 若狭町の要請により、イベントへの出店に協力すること。

２　前項に規定に関わらず、次に掲げる者には補助を行わない。

(1) 宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第４条第２項に規定する宗教法人
(2) 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
(7) その他、本補助金の目的及び趣旨から町長が適切でないと判断する者

（重複補助の禁止）

第４条　この要綱以外の制度に基づく補助金等の交付を受け、又は受けることが決定している事業は、補助の対象としない。

（補助対象事業、補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する、キッチンカーを導入整備する事業とし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定める経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

(1) 消費税及び地方消費税相当額、自賠責保険料、任意保険料、自動車重量税、自動車税、印紙代、ならびに金融機関等への振込手数料
(2) 汎用性があり、目的外での使用が可能となり得るものの費用
(3) 申請者自身の製品・サービスに係る経費
(4) リース、レンタル費用
(5) 一件当たりの取得金額が１０万円を下回る消耗品類
(6) 補助金の交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
(7) 補助対象事業の経費として適当とは認められないもの

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費の１／２以内の額とし、１５０万円を限度とする。この場合において、その額に１，０００円未満の端数

が生じる時は、これを切り捨てるものとする。
２　補助金の交付は、原則として１補助対象者につき１回を限度とする。
（交付申請）
第７条　補助金の交付を受けて補助対象事業を実施しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、若狭町キッチンカー購入支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 事業計画書（様式第２号）
(2) 事業収支予算書（様式第３号）
(3) 見積等対象経費が確認できる書類
(4) 町税の滞納無しの証明書
(5) 誓約書（様式第４号）
(6) 法人は登記事項証明書の写し、個人は確定申告書の写し
（審査会の設置）
第８条　町長は、前条に規定する補助金の交付申請等の審査のため、若狭町キッチンカー導入補助金審査会（以下、「審査会」）を設置する。
２　補助申請者は、審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。
３　審査会の設置及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。
（交付決定）
第９条　町長は、第７条の規定による交付申請があったときは、前条第２項の規定による報告を受け、適当と認める時は補助金の交付額を決定し、若狭町キッチンカー導入補助金交付決定通知書（様式第５号）により通知する。
２　町長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができる。
（補助事業の変更等）
第１０条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは次の各号に定めるものとする。
(1) 補助事業について、次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、若狭町キッチンカー導入補助金事業計画変更承認申請書（様式６号）に必要な書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければいけない。ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は、この限りではない。
ア　補助事業の内容の変更

イ　交付決定額の増額

ウ　交付決定額の２０％を超える減額

エ　補助対象経費の費目間の配分額の２０％を超える変更

(2) 補助事業を中止しようとするときは若狭町キッチンカー導入補助金中止承認申請書（様式第７号）により、あらかじめ町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、若狭町キッチンカー導入補助金事業計画変更承認通知書（様式第８号）又は若狭町キッチンカー導入補助金事業計画中止承認通知書（様式第９号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助事業実施年度の２月２８日のいずれか早い日までに、若狭町キッチンカー導入補助金実績報告書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第１１号）

(2) 補助対象経費についての領収書の写し

(3) キッチンカーを整備し、又は使用していることが分かる写真

(4) 車検証の写し

(5) 食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に基づくキッチンカーの営業に係る営業許可証の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第１２条　町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、若狭町キッチンカー導入補助金交付額確定通知書（様式第１２号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに若狭町キッチンカー導入補助金交付請求書（様式第１３号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第１４条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業を中止し、または廃止したとき

(3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 不作為等により補助対象事業が計画どおり進捗していないと認めるとき

(5) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき

２　町長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を若狭町キッチンカー導入補助金交付決定取消通知書（様式第１４号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部または一部の返還を求めるものとする。

（関係書類の保管）

第１６条　補助対象者は、補助金に係る帳簿及び関係書類について、当該補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第１７条　補助事業者は、当該補助対象事業により取得した資産（以下「取得財産」という。）について導入後５年間は町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は処分を制限された取得財産等を処分する場合は、あらかじめ、若狭町キッチンカー導入補助金財産処分承認申請書（様式第１５号）を町長に提出し、若狭町キッチンカー導入補助金財産処分承認通知書（様式第１６号）にて承認を受けなければならない。

３　町長は補助事業者が前項の承認に基づき取得財産の処分をすることにより収入がある場合、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を町に納入させることができる。

（状況調査等）

第１８条　町長は、補助金の執行の適正を期するため、補助対象者に対し、対象事

業の実施状況に関し報告をさせ、又は職員をして関係場所に立入調査をさせ、対象事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

（遵守事項）

第１９条　補助金の交付を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 食品衛生法その他法令に関すること。

(2) キッチンカーを食品の調理販売及び商品の積載販売以外の用途に使用しないこと。

（その他）

第２０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第５条関係

区分	内容
車両購入費	キッチンカーとして事業の用に供する車両の購入費
車両改造費	キッチンカーとして事業の用に供する車両の改造費　（例）設備設置のための車両改造費、ガス、水道、電気工事費、車両塗装費　など
設備導入費（車両に固定するもの）	車内で食品の調理、保管、販売等を行うために必要な機械装置･器具備品の導入費用（例）コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク等の設備購入費・設置費用など